

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号。以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定により、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第4条の規定による申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 指定申請のあった地区と内容

（1）地区名

戸崎町町会地区（防犯対策を推進する地区）

（2）団体名及び代表者

戸崎町町会 会長 江利川 勉 氏

（3）申請内容

別紙申請書参照

（4）地区の範囲

小石川一丁目25番4～9号、白山二丁目1番～12番、15番～23番、
33番～34番

3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和7年 9月 9日 推進地区指定の申請

令和7年10月 第53回安全・安心まちづくり協議会開催

令和7年12月 2日から令和8年1月6日まで該当地域の区民意見聴取

令和8年 3月 推進地区指定の決定

（注）防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。